

# 協議会だより

## 新学期休校でも 学童保育は開所を

「新型コロナウイルス」感染拡大防止のための休校要請、学童保育の朝からの開所要請にもなって、学童保育現場は、指導員の確保など子どもの受け入れ体制の構築、利用希望の確認など、対応に追われました。

対応が長期にわたるなかで、子どもも保護者も指導員も、先の見通しがつかない不安定な日常を過ごしており、不安を感じ、疲弊しています。

新年度を迎え、二〇二〇年四月一日付で、厚生労働省子ども家庭局保育課と同局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の

対応について(第二報)」が発出されました。

この事務連絡では、「放課後児童クラブについて」と項目を起して、「感染の予防に留意した上で、原則として開所いたたくようお願いしている」と述べ、「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、(中略)規模を縮小して開所すること、あるいは、放課後児童クラブを臨時休業することを検討する」と記されています。

縮小して開所する場合については、「感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられる」と

と「が」なされ、この場合においても、必要者に預かりが提供されないといつてが「ないよう」、市区町村において十分に検討いただきたい」と要請し、臨時休業についても、「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとりの親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いただきたい」と要請しています。

四月一日の時点では、「追加で生じる費用の財政措置については、経済対策全体のなかで、検討中」とのことでした。

**緊急事態宣言後は「規模は縮小して実施」**

二〇二〇年四月七日、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県の七都府県に、緊急事態宣言(四月一六日には対象地域を全国に拡大)が発出されたことを受けて、四月七日付、厚生

労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同局保育課、同局子育て支援課連名の事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」が発出されました。

この事務連絡では「放課後児童クラブ等について」と項目を起して、いくつかの段階にわけて、市区町村の対応を示しています。

まず、「都道府県知事から放課後児童クラブの使用の制限等が要請されていない場合」には、「規模を縮小して実施することを検討する。この場合」には、「感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、通所を控えるようお願いします」ということが考えられる。「その際にも、必要者に預かりが提供されないといつてが「ないよう」、市区町村において十分に検討いただきたい」とあります。

つぎに、「子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく

拡大している場合」には、「規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業を検討すること」が示され、その場合にも、「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いたしたい」とあります。

最後に、「都道府県知事から施設管理者等に対して放課後児童クラブの使用の制限等が要請された場合」には、「その要請を踏まえた対応が必要になる」と記されています。

埼玉県内のある自治体では、四月七日に担当課が放課後児童クラブ運営事業者宛てと保護者宛てに通知を出し、「四月九日（木）から五月六日（水）まで通常の放課後から午後七時まで開室してください」としたうえで、「緊急事態宣言解除までの間、放課後児

童クラブへの登室を控えていた大きくよう保護者に対してお願いいたします」なお、保育が必要な方に保育が提供されないことが無いようにご留意いただくとともに、登室を控えることを強制すること、また強制されたら受け取られることの無いよう十分ご注意ください」と要請しました。

東京都内の複数の市区町村では、学童保育は「休業」したうえで、国の通知と同様の表現を用いて、「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」「ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な者」は利用可能などの対応をしています。

なお、東京都葛飾区では、利用自粛の要請に際して、学童保育に子どもが通う保護者の勤務先事業者宛てに、区長名義の文書「緊急事態宣言」発出に伴う家庭での保育等の要請について」が出されています。「区内の学童保育クラ

ブや保育施設に在籍する保護者の勤務につきまして、特段のご配慮を」要請するものです。四月末時点で全国学童保育連絡協議会事務局が状況を把握しているものとしては、千葉県松戸市でも同様の対応がとられています。

なお、各自自治体の文書を見ると、「医療従事者以外の例」について、「警察関係者・消防関係者等」に示はる、「医療（病院、薬局）、福祉（保育所、放課後児童クラブ、高齢者・介護施設）、小売業（食品、生活必需品）、行政・公共機関（警察、消防、業務継続が必要な国家公務員・地方公務員等）、金融機関、流通関係、公共交通機関」など具休例を列記する、具体例はあげずに利用の申請に応じるなど、対応はさまざまです。

### 二〇二〇年の内閣府の補正予算（案）

四月に示された内閣府の令和二年補正予算（案）の概要では、「1

感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」の項目に、「(9) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応にかかる財政支援」として一六五・四億円があげられています。

これまでに示されていた「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援」「感染拡大防止対策に係る支援」に加えて、「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」として、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う」というものです。補助単価、申請要件、申請方法など、詳細については、厚生労働省に確認中です。わかり次第、お知らせします。